

藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問1	プロポーザル実施要領	-	-	-	下記の書類間の記述内容に齟齬があった場合の優先順位についてご教示ください。 ①藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 要求水準書 ②藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 優先交渉権者決定基準 ③藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 様式集 ④上記に関する質問回答書	書類間の記述内容に齟齬があった場合の優先順位については、次のとおりとします。 ④質問回答書>①要求水準書>②優先交渉権者決定基準、③様式集
質問2	プロポーザル実施要領	3	第2章	1(2)	①「参加者は、構成員の中から代表企業1社を定めるとともに統括責任者を選出し、～」とあります。 また、同様な記述が、実施要領書 P23 別紙2 第2条(5)「構成員の中から代表企業1社を定めるとともに統括責任者を選出すること。」とあります。 ②しかし、要求水準書 P52(別紙4)業務実施体制、2 配置技術者(2)「統括責任者は、代表企業から配置するものとし、～」とあります。 ①は構成員から、②は代表企業から統括責任者を選出するようになっておりますが、構成員の中からの選出で問題ありませんか。	代表企業は、構成員の中から選出してください。 統括責任者は、代表企業の中から選出してください。
事務局より	プロポーザル実施要領	4	第2章	2(2)	統括責任者の要件における業務経験を有する者について	業務経験について、具体的に要件を示していないため、『下水道法施行令第15条』に適合する者が、業務経験を有する者と判断します。また、この業務経験を確認する書類として、『統括責任者の経歴書』(様式Ⅱ-8)を追加します。
事務局より	プロポーザル実施要領	27	別紙3	(甲型案)	第11条(構成員の必要経費の分配)について	第11条本文中に誤記がありましたので、次の(新)のとおり訂正します。 (新) 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより(又は、 第7条 に規定する出資の割合により)必要な経費の分配を受けるものとする。 (旧) 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより(又は、 第8条 に規定する出資の割合により)必要な経費の分配を受けるものとする。 なお、当該訂正に伴い、ホームページに掲載済み資料【資料1-4-3「別紙3藤沢市管路施設包括的民間業務委託共同企業体協定書(案)」の差し替え版を掲載します。

藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問3	実施要領	3	第2章	1	<p>参加者は、構成員の中から代表企業1社を定めるとともに、統括責任者を選出し、本市との連絡窓口となり……</p> <p>統括責任者は、代表企業から配置するものとし、委託者との連絡窓口となり、本業務の運営及び取締りを行うほか、本業務に関し、受託者の一切の権限を行使することができるものとする。</p> <p>統括責任者は、専任とする。また、統括責任者は、統括管理業務の業務責任者との兼務は可とし……</p> <p>統括管理業務における統括責任者を配置する予定で、業務全般に係る本市との連絡窓口となることを想定しており、専任とする。</p> <p>以上のこと等により、以下の体制とすることに問題はありませんか。</p> <p>①統括管理業務の業務責任者は、委託者との連絡窓口となり本業務の運営を行ない、専任とする。</p> <p>②統括責任者は、共同企業体の代表者として事業運営の責任者とする。そのため資格要件に、役員(理事等)を追加する。</p>	<p>①代表企業から配置した統括責任者は、専任で、委託者との連絡窓口を担っていただきます。なお、統括管理業務一元管理業務の業務責任者は要求水準書(第3章 6 (2)一元管理業務)に記載した業務を担っていただきます。</p> <p>②社団法人が代表企業となる場合として、社団法人の役員(理事等)や社団法人の協会員に所属する職員(いずれも社団法人の理事会等で選出された者)が統括責任者となることが可能と判断します。ただし、統括責任者については、プロポーザル実施要領(第2章 2 (2)配置予定技術者に係る要件)に記載の要件を満足していただく必要があります。</p>
	要求水準書	52	別紙4	2		
	2月の説明会資料	54				
質問4	要求水準書	3	第1章	11(3)	委託者が行う届出等の作成及び手続等について、現時点で想定されている作業についてご教示ください。	下水道管理者から各施設管理者(道路・河川等)への届出等(許可・承認)に係る資料の作成や、下水道施設への運転調整等に係る資料の作成等を想定しています。
質問5	要求水準書	3	第1章	11(4)	「受託者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、」は「受託者は、本業務の実施に当たり、関係官公署等との協議を必要とするとき、」との解釈でよろしいでしょうか。	本業務の実施に当たり実施するものとの解釈で問題ありません。
質問6	要求水準書	4	第1章	15(1)	他事業者が実施する関連業務について、いつ、誰から、どのように情報開示されるのか、ご教示ください。	他事業者が実施する関連業務や委託者が別途発注する業務等があることを知ってから、速やかに委託者から書面により情報を提示いたします。なお、緊急性が高いと判断した場合は、委託者から電話により連絡いたします。
質問7	要求水準書	4	第1章	15(2)	第三者が行う調査及び試験として、現時点で想定されている作業についてご教示ください。	国、県、民間企業が実施する実態調査及び水道管、ガス管等の地下埋設物関連の調査、試験を想定しており、本業務の業務実績値(例:調査延長、緊急度判定別の延長、本管部分更生の延長等)の集計作業や当該箇所における現場調整等を行っていただきます。
質問8	要求水準書	4	第1章	16(2)	本事項への記載事項の主旨は、その復旧と賠償を受託者の責任において行うと解釈してよろしいでしょうか。	受託者の責任において行うとの解釈で問題ありません。
質問9	要求水準書	22.23	第3章	3(3)	修繕業務に関して、「～人孔蓋交換、取付け管布設替え及び本管部分補修を実施する。」とありますが、取付管更生等も含まれると考えて問題ありませんか。	取付管修繕については、基本的に開削工法による布設替えを想定しておりますが、現場条件等により、委託者と受託者の協議のうえ取付管更生工法が採用される可能性もあります。
質問10	要求水準書	22 30 49			修繕業務の業務内容、委託者が指示する緊急的な修繕、TVカメラ調査に基づく修繕改築判定により判定された修繕……と、計画策定業務、修繕改築選定業務の業務内容、修繕改築選定業務は、7年度及び8年度に実施する。と、P37の修繕箇所内の特に取付け管布設替え、本管部分補修の6年度及び7年度の個所数の関係がよく理解できないので、ご教示をお願いします。	令和5年度以前に実施したTVカメラ等調査の結果に基づき、修繕と判断した箇所について、令和6年度から令和8年度内に修繕業務を実施することとしています。また、本委託で令和6年度にTVカメラ等調査を実施し、令和7年度及び令和8年度に実施する修繕・改築選定業務で修繕と判定した箇所について、令和8年度に修繕業務を実施することを想定しています。なお、数量を想定数量としているのは、修繕対応箇所を委託者と受託者で協議により決定するため、想定数量としています。

藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問11	要求水準書	23	第3章	4 (2) ア	改築設計業務において「過年度までの検討により、管路施設の腐食及び損傷箇所の長寿命化対策及び更新と位置付けられた路線」との記載がありますが、「過年度までの検討」とは、要求水準書(別紙6)貸与資料等 1. 貸与資料における「過年度に実施した調査報告書」、「過年度に実施した修繕・改築選定報告書」に該当しますでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「過年度」には、令和5年度に発注する、修繕・改築選定業務の報告書を含みます。
質問12	要求水準書	23	第3章	4 (2) ア	業務内容において、「工事を実施するために必要な設計図、計算書及び設計書等を作成する」とありますが、設計書に関しては詳細な業務内容及びP44の提出書類等の成果品にも含まれておりませんが、設計書作成に関する業務内容などをご教示ください。	設計書の作成については、最適な工法を選定する際に徴収した見積書等を基に概算工事費を算出し、報告書にとりまとめを行うものです。なお、設計書の様式については、委託者と受託者の協議のうえ、決定します。
質問13	要求水準書	24	第3章	4 (2) イ	「イ 調査」の「(ウ) 地下埋設物調査」について、布設替え工法が選定された区間について、埋設支障が発生する場合の他企業協議(移設切回し依頼等)は当該業務の範疇となりますでしょうか。	埋設支障発生の際の他企業協議については、基本的には委託者で行いますが、それに伴う資料作成等は当該業務の範疇となります。
質問14	要求水準書	24	第3章	4 (2) イ	「イ 調査」の「(エ) 公私道調査」について、既設管渠は公道に布設されていることが前提との認識ですが、公私道調査を行う意図をご教示頂きたいです。また、公図調査を行う際には公印を発行して頂けますでしょうか。	私道内に布設されている管きよもあることから、公私が不明確な場合、公図や全部事項証明書等により調査を行っていただきます。なお、公印の発行手続き及び法務局への申請については委託者で行います。
質問15	要求水準書	24	第3章	4 (2) ウ	「ウ 設計一般」について、管更生の選定にあたり、藤沢市の基準(認定工法等)はありますか。	管更生の工法選定にあたっては、施工性、経済性等について比較検討し、最適なもの(公的審査証明機関等の審査証明済みのもの)を採用することとしますので、藤沢市で認定する工法はありません。同項エに示すとおり、設計時に比較検討を行い、工法選定していただきます。
質問16	要求水準書	25	第3章	4 (2) エ	「エ 施工方法の比較検討」について、管更生工法は複数あり、損傷の程度により適用可能工法が選別されます。一般的に管内調査では、損傷程度をa、b、cで判定されますが、過年度調査では、損傷の程度を数値(クラック幅、継手ズレ長等)で計測されていますでしょうか。また、調査時水深等も測定されていますでしょうか。	過年度調査は、「下水道管路維持管理指針_実務編_2014年版」の調査判定基準に従い調査を実施しています。このことから、損傷程度を数値で評価する項目については、その数値に従い調査を実施していますが、数値の記録はしていません。なお、損傷程度及び水深等については貸与資料の中で確認することは可能です。
質問17	要求水準書	25	第3章	4 (2) カ	「カ 設計図の作成」について、図面種別が(ア)～(ク)で示されていますが、工事発注にあたり不要と判断される図面については除外との認識でよろしいでしょうか。	設計図の作成については、基本的には工事発注に必要な図面を作成するものですが、施工方法の検討等に必要となるものは作成していただくこととなります。ただし、委託者と受託者の協議により不要であると判断したものは除外します。
質問18	要求水準書	29	第3章	5 (2) エ	修繕・改築計画は、過年度に委託者が実施した修繕・改築選定業務の成果を基に策定するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、別表3の(1)(イ)に記載の対象延長30km相応の成果が提供されるものと考えてよろしいでしょうか。	過年度(令和5年度発注業務分を含む。)に実施した修繕・改築選定業務で示された路線と、前回の修繕・改築計画で未実施となっている路線が業務の対象となり、対象延長相当の資料を貸与いたします。
質問19	要求水準書	29	第3章	5 (2) エ	「エ 修繕・改築計画の策定」において、「過年度に委託者が実施した関連業務の成果」に基づいて修繕・改築計画を策定する旨の記載がありますが、「過年度に委託者が実施した関連業務の成果」とは、要求水準書(別紙6)貸与資料等 1. 貸与資料における「過年度に実施した調査報告書」、「過年度に実施した修繕・改築選定報告書」に該当しますでしょうか。	ご理解のとおりです。

藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問20	要求水準書	29	第3章	5 (2)	令和6年度にストックマネジメント第二期計画を策定いたしますが、令和7年度もしくは令和8年度に計画外の突発的な改築業務が生じた場合、ストックマネジメント第二期計画の修正作業が生じる可能性はあるのでしょうか。	ストックマネジメント第二期計画の修正作業が生じる可能性はあります。この場合、修正作業については追加業務となるため、委託者と受託者の協議のうえ決定します。
質問21	要求水準書	30	第3章	5 (3) ア	修繕・改築選定業務は、「令和7年度(受託者が実施した令和6年度の調査及び委託者が実施した過年度の調査が対象)と令和8年度(受託者が実施した令和7年度の調査及び委託者が実施した過年度の調査が対象)」と記載されておりますが、なぜ「委託者が実施した過年度の調査」は令和6年度以前に修繕・改築選定を実施されていないのでしょうか。また、「委託者が実施した過年度の調査」とは、要求水準書(別紙6)貸与資料等 1. 貸与資料における「過年度に実施した調査報告書」、「過年度に実施した修繕・改築選定報告書」に該当しますでしょうか。	「委託者が実施した過年度の調査」は令和5年度に実施する調査を対象としているため、令和6年度以前に修繕・改築選定を実施できないためです。また、「委託者が実施した過年度の調査」とは、「過年度に実施した調査報告書(令和5年度調査結果は、令和6年度に資料を貸与)」に該当し、「過年度に実施した修繕・改築選定報告書」には調査結果が含まれないため、該当しておりません。
質問22	要求水準書	37	別紙1	2 (3)	改築業務の数量は委託者との協議により決定すること。とありますが、委託者との協議により決定した数量で契約締結し、業務中に数量が変更した場合には、契約変更との解釈でよいのでしょうか。	当初想定した数量等が変更となる場合、予算の範囲内で変更協議に応じます。
質問23	要求水準書	37	別紙1	2 (4)	計画策定業務の数量は委託者との協議により決定すること。とありますが、委託者との協議により決定した数量で契約締結し、業務中に数量が変更した場合には、契約変更との解釈でよいのでしょうか。	当初想定した数量等が変更となる場合、予算の範囲内で変更協議に応じます。
質問24	要求水準書	41	別表3	(1) (イ)	※3に延長の数量は委託者との協議により決定すること。とありますが、委託者との協議により決定した数量で契約締結し、業務中に数量が変更した場合には、契約変更との解釈でよいのでしょうか。	当初想定した数量等が変更となる場合、予算の範囲内で変更協議に応じます。
質問25	要求水準書	42	別表3	(1) (ウ)	「修繕・改築計画の策定」の作業は星取表において「修繕・改築計画のとりまとめ」が有となっており、他の作業は無となっておりますが、修繕・改築計画を策定するにあたっては優先順位を検討したうえで実施時期の設定が必要になると想定されますが、本業務では「実施時期の設定及び概算費用の算出」の作業人工が「修繕・改築計画のとりまとめ」の中に考慮されているのでしょうか。	「修繕・改築計画の策定」で無と示した業務については、委託者が過年度(令和5年度実施分を含む。)に実施した、修繕・改築選定業務委託にて完了している業務であるため、本業務では実施する必要がないと判断し、無としています。このため、「実施時期の設定及び概算費用の算出」の作業人工は「修繕・改築計画のとりまとめ」の中に含まれておりません。
質問26	要求水準書	43	別表3	(2) (イ)	ストックマネジメント第二期計画の修繕・改築計画においては、P41の星取表に示されているように取付け管及びますが対象となっておりますが、P43の修繕改築選定の星取表では取付け管及びます対象に含まれておりませんが、なぜ対象が異なるのがご教示ください。	修繕・改築選定業務についても、取付け管及びますは対象としております。このため、要求水準書を修正いたします。
質問27	要求水準書	49	別紙3	2 (5)	ストックマネジメント第二期計画は、令和6年12月末日までに作成することとなっておりますが、本業務の令和6年度に策定したストックマネジメント計画を基に令和7・8年度の点検・調査を実施するという点でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問28	要求水準書	59	別紙8	No21	物価変動におけるリスク分担の考え方において「委託者が一部を負担する」との記載がありますが、どの程度の物価変動(費目ごとの指標)が生じた際にどの程度委託者が負担(負担割合や金額等)していただけるのかご教示ください。	委託者又は受託者は、履行期間内で契約締結の日から12箇月経過したあとに、予期することのできない特別の事情より、急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、業務委託料の金額が著しく不相当となった場合に限り、相手方に対して業務委託料の金額を変更を請求できるものとします。請求を受けたあと、請求内容の適否を委託者と受託者と協議のうえ定め、適用する場合における業務委託料の変更額についても、委託者と受託者で協議の上定めるものとします。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知いたします。

藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託 公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

NO	質問箇所				質問内容	質問回答
	書類名	頁	項番	項目		
質問29	要求水準書	60	別紙8	No28	委託者の責による契約解除に対するリスク分担について、ご教示ください。	委託者の責による契約解除については、委託者側のリスク分担とし、(別紙8)リスク分担に追記いたします。
質問30	要求水準書	60	別紙8	No30	委託者が予め指定する保険に関する記述箇所について、ご教示ください。	委託者から予め指定する保険は特にないため、(別紙8)リスク分担を修正いたします。なお、優先交渉者との協議により、保険の加入が必要と判断した場合は、この限りではありません。
質問31	要求水準書	60	別紙8	No31	業務以降手続き→業務移行手続きでしょうか。また、当該費用は、契約目途額に含まれる場合、積算根拠についてご教示いただくことは可能でしょうか。	ご指摘のとおりです。(別紙8)リスク分担を修正いたします。 また、業務の引継ぎに係る費用については、統括管理業務及び統括責任者に係る間接経費に計上されております。
質問32	要求水準書	60	別紙8	No32	一定期間の考え方について、ご教示ください。	委託者が成果品の引渡しを受けた日又は修繕業務の実施箇所について完了確認をした日から1年以内とします。
質問33	要求水準書	60	別紙8	No33	委託者が実施した点検・調査結果及び作成したデータ等とは、本業務に係る貸与資料一式も該当するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
質問34	要求水準書	61	別紙8	No41	リスクの内容の冒頭に、「受託者の責により、」と追記いただき、原因者を明確化していただくことは可能でしょうか。	受託者の責によるものが対象となりますので、(別紙8)リスク分担を修正いたします。